

電気需給契約締結前交付書面

本書面は法令に基づき交付いたします。本書面の内容を十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、契約手続に進んでください。本書面は、お客さまにて保管いただきますようお願いいたします。

当社は、電気事業法（以下「法」といいます。）第2条の13に基づき、お客さまが当社との間の電気需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するとともに、本書面を交付します。

本書面に記載の電気料金その他の供給条件は、別途お客さまに交付する電気需給契約書（以下「本契約書」といいます。）および電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）に基づきます。なお、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、本契約書および電気需給約款をご参照ください。

1. ご契約について

(1) 申込方法

お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款、託送供給等約款を承諾のうえ、ご記入いただいた当社指定の契約確認シートを当社に提出し、お客さまと当社との間で「電気需給契約書」を締結することにより、電気需給契約が成立します。詳細は電気需給約款第6.をご参照ください。

(2) 契約期間

当社より特段の指定がない場合には、料金適用開始の日以降1年目の日までとします。契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さま又は当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみを説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを当社が適切と判断した方法によりお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(3) 供給開始予定日

お客さまと協議のうえ当社が作成する見積書（以下、単に「見積書」という。）に定める日。

(4) 契約電力

- ① 契約種別が特別高圧電力のお客さまおよび高圧電力のお客さまのうち最大需要電力が500kW以上のお客さまを「協議制のお客さま」といい、契約電力は、当社から本契約に基づく電気の供給を受ける以前に他の小売電気事業者との間で契約を締結していたお客さまについては、小売電気事業者を切り替える前の実績値を準用するものとし、料金適用開始の日以降最大需要電力が契約電力を上回る場合は、上回った月以降の契約電力を見直すものといたします。それ以外のお客さまについては、お客さまと当社との協議によって定めた値とします。
- ② 契約種別が高圧電力のお客さまのうち最大需要電力が500kW未満のお客さまを「実量制のお客さま」といい、契約電力は、当社から本契約に基づく電気の供給を受ける以前に他の小売電気事業者との間で契約を締結していたお客さまについては、小売電気事業者を切り替える前の実績値を準用するものとし、料金適用開始の日以降最大需要電力が契約電力を上回る場合は、上回った月以降の契約電力を新たに上回った値に変更するものといたします。それ以外のお客さまについては、その1月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値とします。
- ③ 自家発補給電力の契約電力は、負荷の実状に応じてお客さまと当社との協議により定めます。

予備電力の契約電力は、当社から本契約に基づく電気の供給を受ける以前に他の小売電気事業者との間で予備電力に係る契約を締結していたお客さまについては原則として小売電気事業者切替前の値もしくは常時供給電力の値とし、それ以外のお客さまについては原則として常時供給電力の値とし、必要に応じて負荷の実情および小売電気事業者切替前の値を勘案して、お客さまと当社との協議により定めます。

(5) 供給電圧・周波数

<供給電圧>

特別高圧電力の供給電圧は、標準電圧 20,000 ボルト以上とします。

高圧電力の供給電圧は、標準電圧 6,600 ボルトとします。

<周波数>

周波数は見積書に定めるとおりとします。

2. 電気料金およびその額の算出方法等

(1) 電気料金

料金は基本料金（基本料金単価×契約電力）にその一月の使用電力量によって算定した従量料金（従量料金単価×使用電力量）（自家発補給定検時及び自家発補給事故時の従量料金単価が定められている場合、当該電力を使用した場合の料金は当該単価に当該時の電力使用量を乗じて算出する。）並びに電気需給約款の別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 3（燃料費等調整）の燃料費等調整相当額（燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額を総称していいいます。以下同様とします。）を加えたものとします。なお、基本料金単価と従量料金単価は、見積書に記載するものとし、燃料費等調整額の算定の基礎となる単価は毎月変動し、上限はありません。詳細は、電気需給約款 15. をご確認ください。

(2) 電気を全く使用しない場合の電気料金

- ① (1)にかかわらず、お客さまが当該月に電気を全く使用しなかった場合（予備電力によって電気をを使用した場合を除きます。）には、基本料金は、契約種別ごとに定められた基本料金の半額とします。
- ② お客さまが当該月に自家発補給電気の供給を全く受けなかった場合には、基本料金は、契約種別が業務用であれば該当する基本料金の 30 パーセントとし、契約種別が業務用以外であれば基本料金の 20 パーセントとします。
- ③ 予備電力契約がある場合の予備電力基本料金は、電気の使用の有無を問わず、基本料金単価によって算定します。

(3) 電気料金の変更

次の状況変化が生じた場合は、料金を適当な水準に見直すため、お客さまと当社にて協議するものとし、当該協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から 3 月を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。

- ① 地域送配電事業者等の託送供給等約款が変更され、当該約款に定める接続送電サービス料金等の料金に変更された場合、旧一般電気事業者の電気料金が改定された場合（電気料金が増額された場合に限り）、消費税等の税率が改正され、新たな税率に基づいて料金改定を行う必要がある場合、その他国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化（法令や制度の変更、発電用燃料費

の高騰、卸電力取引所における取引価格の高騰を含みますが、これらに限られません。)が生じ、その状態が解消される見込みが立たない場合

- ② お客さまが当社に提出した契約期間中の電気の需要予測（これがない場合は、過去一年間の電気の需要実績を需要予測とみなします。）とお客さまの実際の電気のご使用状況が大幅に乖離した場合

もつとも、上記にかかわらず、非化石価値取引市場や、非化石価値に関する制度変更等が実施されることに起因して、環境価値の調達価格に大きな変動があった場合は、当社は、当社が適当と判断する方法によりお客さまに改定単価を通知し、協議により単価を決定するものとします。

- (4) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。
- (5) 電気料金および料金以外の債務の支払に要する費用は、お客さまに負担いただきます。

(6) 使用電力量の計量方法、電気料金の算定期間

使用電力量は、地域送配電事業者等が設置する記録型計量器により 30 分ごとに記録された値の読みに基づき、検針日における電力量計の読みと前回検針日の読みとの差引によるものとします。ただし、計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合には、地域送配電事業者等と当社による協議を踏まえて決定した値とします。詳細は電気需給約款第 26. をご参照ください。

電気料金の計量期間は「1 月」とし、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、①電気の供給を開始、再開、休止、停止もしくは電気需給契約が終了した場合、または②契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合には、基本料金を日割計算します。

(7) 電気料金等の支払期日・方法

料金については毎月、この需給約款によって支払を要することとなった料金以外の債務についてはそのつど、口座振替又は銀行振込のうち、電気需給契約書に定める方法によりお支払いただきます。

支払期日は、原則として検針日を料金の支払義務の発生日として、口座振替の場合は支払義務発生日が属する月の翌月の 26 日、銀行振込の場合は翌月の 20 日までに支払うものとします。

詳細は電気需給約款 28. および 29. をご参照ください。

3. 契約の変更または解約・解除

(1) お客さまからの申出による契約の変更または解約

<契約の変更>

電気需給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できませんが、やむを得ずお客さまが変更を希望する場合は、当社と協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。詳細は電気需給約款 46. をご参照ください。

<契約の解約>

契約期間中の電気需給契約は中途解約できませんが、契約期間満了後に継続された契約である場合において、お客さままたは当社があらかじめその契約終了期日を定めて 3 ヶ月前までに相手方に書面で通知し、お客さまおよび当社の双方が合意したときは、この限りではありません。

詳細は電気需給約款 48. をご参照ください。

＜お客さまからの申出による契約の変更・解約に伴う費用＞

- ① お客さまが契約電力を新たに設定した後または契約電力を増加した後に、電気需給契約が終了する場合またはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき地域送配電事業者等から料金の精算を求められたときは、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。
- ② お客さまが電気の使用を開始した後契約電力の変更または電気需給契約が終了する場合において、当社がお客さまに電気を供給するための地域送配電事業者等との間の接続供給契約に基づいて当該地域送配電事業者等から工事費の精算を求められたときは、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。
- ③ お客さまが電気需給契約の契約期間満了以前に電気需給契約を解約する場合（当該電気需給契約が契約期間満了後に継続した契約である場合を除き、お客さまが中途解約時の通知をすることなく需要場所から移転して電気を使用していないことが明らかな場合を含みます。）には、違約金として、解約時から契約期間満了時までの期間の契約基本料金の 150%に相当する金額をお客さまより申し受けます。ただし、当社は、お客さまより協議の申出があり相当の理由があると当社が認めるときは、当該協議に応じることがあります。なお、電気需給約款に基づく電気需給契約期間内に、お客さまの都合により、高圧電気から低圧電気に変更を行う場合は、原則として本号の適用外とし、お客さまと当社の協議によるものとしします。

(2) 当社からの申出による契約の解除

当社は、次の場合には需給契約を解約することができます。なお、解約する場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- ① お客さまが料金を支払期日を 15 日経過しても支払わない場合
- ② お客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を 15 日経過しても支払わない場合
- ③ お客さまが電気需給約款によって支払を要することとなった料金以外の債務を支払期日を 15 日経過しても支払わない場合
- ④ 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
- ⑤ 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
- ⑥ 当社が供給の開始もしくは再開に先だち、または供給継続の条件として、追加の保証金の提供を要請したにもかかわらず、保証金が提供されない場合
- ⑦ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ⑧ お客さまが破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ⑨ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ⑩ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑪ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払の延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
- ⑫ お客さまが、当社の書面による承諾を得ずに、本契約より生じる一切の権利および義務の一部または全部を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせまたは担保に供した場合

- ⑬ お客さまがこの需給約款に反した場合
- ⑭ その他前各号に準じる事由が生じた場合

お客さまが中途解約時の通知をすることなく需要場所から移転して電気を使用していないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に電気需給契約は終了するものとします。

4. その他ご負担いただく費用等

(1) 供給開始日の延期

お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合には、お客さまは、供給開始が延期された期間について基本料金の 50%相当額を負担します。

(2) 供給設備の工事費用負担金相当額の申し受け

お客さまが新たに電気を使用または契約電力を増加する場合において、当社が接続供給契約に基づいて地域送配電事業者等より工事費の負担を求められたときは、当社は、お客さまよりその負担金を申し受けます。その他、地域送配電事業者等の託送供給等約款に定められた工事費負担金の定める事項に準じて、お客さまのお申し出により発生した供給設備等に係る工事費負担金は、原則としてお客さまの負担として申し受けます。詳細は電気需給約款 55. をご参照ください。

(3) 計量器等の取付け

- ① 変成器の 2 次配線等で特に必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。詳細は電気需給約款 56. をご参照ください。
- ② お客さまの希望によって電力量計、その付属装置および区分装置の取付け位置を変更する場合には、当社または地域送配電事業者等は、お客さまから実費に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。
- ③ お客さまが契約電力を変更する場合において、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な電力量計、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、当社または地域送配電事業者等は、その工事費の全額に消費税等相当額を加えた金額を、工事費負担金として、お客さまに申し受けます。

5. 契約超過金および損害賠償

(1) 契約超過金

協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。

(2) 損害賠償

- ① お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の地域送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が地域送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、お客さまはその賠償に要する金額を支払うものとします。
- ② お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまは、当社にその賠償に要する金額を支払うものとします。

6. 契約に関わる注意事項

(1) 電気需給約款の変更

託送供給等約款が変更されたとき、法令、条例その他の規則等の制定または改廃、経済環境の著しい変化、その他当社が必要と判断した場合、当社は、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、電気需給約款を変更することがあります。この場合、原則として、料金にかかわる条件は変更の効力発生日直後の検針日から、その他の供給条件は変更の効力発生日から、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、電気需給約款等を変更する場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。また、電気需給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。ただし、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

- ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社ウェブサイト上に掲載する方法その他の当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- ③ 上記にかかわらず、電気需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

(2) 切替前の供給契約

当社と新たに契約される場合、以前にご契約されていた小売電気事業者または取次店（以下「旧事業者」といいます。）より違約金等を請求される場合があります。詳細は旧事業者にお問い合わせ下さい。

(3) 電気の使用方法

お客さまの電気の使用が、負荷の特性等によって他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用するものとします。詳細は電気需給約款 37. をご参照ください。

(4) 託送供給等約款に定められたお客様の責任に関する事項

- ① 当社および地域送配電事業者等は、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入る場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。
- ② お客さまは、電気の供給の実施に伴い地域送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。
- ③ 地域送配電事業者等または当社から必要な設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供するものとします。

- ④ お客さまは、お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備等について、地域送配電事業者等が無償で使用することに承諾するものとします。詳細は電気需給約款 37-3. をご参照ください。
- ⑤ お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および地域送配電事業者等または登録調査機関に通知するものとします。
- ⑥ お客さまは、その他の、地域送配電事業者等が託送供給等約款に定める需要家に関する事項を遵守するものとします。

7. 電源構成及び環境価値

当社は、環境メニューについて、非化石証書を利用するものとし、次年度以降の調整後二酸化炭素排出係数、調達する電源の構成および環境価値の充足率を、当該各年度の8月末日までに当社ホームページに公表いたします。

8. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号：A0016）

住 所：東京都中央区日本橋2丁目11番2号

電話番号：03-6758-6311

受付時間：9:00～17:00（日曜・祝日を除く）

以上